厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(障障発0326第1号) 新旧対照表

(赤字下線の部分は改正箇所)

<u> </u>				
改正後		現行		
	別添1		別添1	
障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について		障害福祉サービス等情報な	☆表制度の公表事項について	
障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知	障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知	
別表第一	基本情報	別表第一	基本情報	
M&#</td><td>SECT. IN TA</td><td>max.</td><td>GE-T-1H TA</td></tr><tr><td>一 事業所等を運営する法人等に関する事項 及び 二</td><td>1. 事業所等を運営する法人等に関する事項 及び 2.</td><td>一 事業所等を運営する法人等に関する事項 及び 二</td><td>1. 事業所等を運営する法人等に関する事項 及び 2.</td></tr><tr><td>事当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しよう</td><td>障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事</td><td>事当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しよう</td><td>障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事</td></tr><tr><td>とする事業所等に関する事項 (略)</td><td>業所等に関する事項 (略)</td><td>とする事業所等に関する事項 (略)</td><td>業所等に関する事項 (略)</td></tr><tr><td colspan=2>三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項 3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項 コ 東参配第にないてサービスに従事する従業者に関する事項 コ 東参配第にないてサービスに従事する従業者に関する事項</td><td>。 ************************************</td></tr><tr><td>イ 職種別の従業者の数</td><td>職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等</td><td>三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</td><td>3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</td></tr><tr><td>ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等</td><td>・実人数</td><td>イ 職種別の従業者の数</td><td>職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等</td></tr><tr><td>ロ 従来者の動材形態、方面时间、従事者一人当たりの利用者等</td><td></td><td>ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等</td><td>•実人数</td></tr><tr><td></td><td>- 職種</td><td></td><td>- 職種</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>- 常勤換算人数</td></tr><tr><td></td><td>・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数</td><td></td><td>・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数</td></tr><tr><td></td><td>・福祉・介護職員の常動換算人数 をPRサート</td><td></td><td>・福祉・介護職員の常動換算人数</td></tr><tr><td></td><td>・利用実人員</td><td></td><td>- 利用実人員</td></tr><tr><td></td><td>・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数</td><td></td><td>・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数</td></tr><tr><td></td><td>・資格等を有している従業者の数</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>・管理者の他の職務との兼務の有無</td><td></td><td>・資格等を有している従業者の数</td></tr><tr><td>ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等</td><td>従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等</td><td></td><td>・管理者の他の職務との兼務の有無</td></tr><tr><td></td><td>・前年度の採用者数</td><td>ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等</td><td>従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等</td></tr><tr><td></td><td>・前年度の退職者数</td><td></td><td>・前年度の採用者数</td></tr><tr><td>- 沙拳李小陸噻於斯小宇拉中江</td><td>・業務に従事した経験年数別の人数</td><td></td><td>- 前年度の退職者数</td></tr><tr><td>二 従業者の健康診断の実施状況 ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状</td><td>従業者の健康診断の実施状況 従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従事者の資質向上に向けた取組の</td><td></td><td>・業務に従事した経験年数別の人数</td></tr><tr><td>か 火末 古 の 秋月 訓練、 新 がて の 他の 火来 者 の 貝 貝 向 上 に 向 け だ 収 租 の 夫 絶 状 況</td><td>使業者の教育訓練のための制度、研修での他の使事者の貧貴同工に同けた収租の 実施状況</td><td>ニ 従業者の健康診断の実施状況</td><td>従業者の健康診断の実施状況</td></tr><tr><td></td><td>・研修実施計画の有無</td><td>ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施</td><td>従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従事者の資質向上に向けた取組の</td></tr><tr><td></td><td>・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況</td><td>状況</td><td>実施状況</td></tr><tr><td></td><td>・意思決定支援に関する研修の実施状況</td><td></td><td>- 研修実施計画の有無</td></tr><tr><td></td><td>・従業者に対する虐待防止研修の実施状況</td><td></td><td>・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況</td></tr><tr><td></td><td>・喀痰吸引等研修の修了者数</td><td></td><td>・意思決定支援に関する研修の実施状況</td></tr><tr><td></td><td>・強度行動障害支援者養成研修の修了者数</td><td></td><td>・従業者に対する虐待防止研修の実施状況</td></tr><tr><td></td><td>・行動援護従業者養成研修課程の修了者数</td><td></td><td>・喀痰吸引等研修の修了者数</td></tr><tr><td></td><td> - 高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の修了者数 </td><td></td><td>・強度行動障害支援者養成研修の修了者数</td></tr><tr><td></td><td>・障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数</td><td></td><td>・行動援護従業者養成研修課程の修了者数</td></tr><tr><td>へ その他サービスの種類に応じて必要な事項</td><td>サービス別の項目(別紙参照)</td><td>へ その他サービスの種類に応じて必要な事項</td><td>サービス別の項目(別紙参照)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				

改正後		現行	
四 サービスの内容に関する事項 ~ 六 その他都道 府県知事が必要と認める事項 (略)	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項 及び 5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等 に関する事項 (略)	四 サービスの内容に関する事項 ~ 六 その他都道府県知事が必要と認める事項 (略)	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項 及び 5 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に 関する事項 (略)
別添2(略)		別添2(略)	Diver
障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	別紙障害福祉課長通知	障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	別紙障害福祉課長通知
別表第一	基本情報	別表第一	基本情報
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項 及び 三 事業所等においてサービスに従事する従事者に関する事項 (略)	2. 障害福祉サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項 及び 3. 事業所等においてサービスに従事する従事者に関する事項 (略) ・	二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項 及び 三 事業所等においてサービスに従事する従事者に関する事項 (略)	2. 障害福祉サービスを提供し、又は提供しようとす。 業所等に関する事項 及び 3. 事業所等においてサースに従事する従事者に関する事項 (略)
チ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目 [施設人所支援] ュニントプワの有無 [生活介質、短期入所、施設入所支援] 人名支援の有無 [生活介質、短期入所、施設入所支援] 耐作活動の実施状況の有無 生産活動の実施状況の有無 平均工賃(月額) 長期利用者数 [共同生活援助] 新規入居者数 退居者数	チ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目 「施設入所支援] ユニッケアの有無 【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無 【生活介護】 創作活動の実施状況の有無 生産活動の実施状況の有無 中均工賃(月額) 【短期入所] 長期利用者数 【共同生活援助】 新規入局者数 退居者数

改 正 後	現行
(電池整白立刻練) 利利者の主な日中活動の場 (数学移行支援、就労働減支援人・B型) 一般銀労先への移行者数(括行事) 一般銀労先への定着者数(定着事)	「個企監告立即機] 利用者の立な日中活動の場 (収字料行支援、政労組務支援・中型 一般状分支への発行者を(将軍事) 一般状分支での定着者を(定置率) (収字移行支援) 一般状分支での定着者を(定置率) (収字格行支援) 一般状分支での定着者を(定置率) 一般状分支援の海側 (収字組織支援) 主な主意活動の内容 刊用者数 平均資金 社会保険の加入の有無 用約の有無 東約の有無 東第の有無 生産活動収入(有類表上高) 生産活動収入(相類表上高) 生産活動収入(相類表上高) 生産活動収入(相類表上高) 生産活動収入(相類表上高) 生な生産活動の内容 平均工商 中均工商 東地工商 生産活動収入(相類表上高) 生産活動収入(相類表上高) 生産活動収入(相類表上高) 生産活動収入(相類表上高) 生産活動収入(相類表上高) 生産活動収入(相類表上高) 生産活動収入(相類表上高) 生産活動収入(相類表上高) 生産活動収入(相類表上高) 生産活動経費 工商大組能額 退所者数 取締申の怪食等に対する保険の有無

改正後	現行
「設労定着支援」	[秋労定着支援] 過去3年の職場定署率 (支援開始後) 【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、原宅訪問型児童発達支援、保育所等的問支援、福祉型・医療型障害児人所施設】 保護免達支援力・医からが制度としている利用者の人数 (児童発達支援) 児童発達支援 (実施の者) 保育所や幼稚園等と併り活園している利用者の人数 (計画機会・定連段の有無 (放置後等デイサービス) 放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表 (学校との連携の有無 (福祉を)を終者妨害児人所施設 (福祉を)の表表 (日本規則を)ループケアの実施の有無 (日本規則を)ループケアの実施の有無 (日本規則を)ループケアの実施の有無 (本地規則支援・地域移行・東子規) 利用期間が16ヶ月を超える利用者の数 地域生活への移行者数 宿泊支援の設備の有無 (地域用態支援・地域定等実度) 利用期間が16ヶ月を超える利用者の数 一時的な滞在による支援を行う場所の有無